

# 平成27年10月1日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日 時	平成27年10月1日(木) 午前10時00分
場 所	教育委員会室
開 会	午前10時00分
閉 会	午前10時24分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	月 田 行 俊
生涯学習課長	岡 本 香 織
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹
ひきふね図書館長	石 原 恵 美

## 2 議題について

- (1) 日程第1 墨田区教育委員会教育長職務代理者の指名
- (2) 日程第2 委員の議席
- (3) 議決事項
  - 第1 議案第68号 墨田区教育委員会の権限に属する事務の一部委任について
- (4) 報告事項
  - 第1 堤通公園テニスコートの改修工事に伴う同施設の供用停止について

### 3 会議の概要について

**教育委員会事務局次長** 教育委員会事務局次長の後藤でございます。教育委員会の開会に先立ち、事務局からご報告申し上げます。前教育長の横山委員は、9月30日付けで辞職され、また、前委員長の横井委員も同日付けで任期満了となりました。後任の教育長につきましては、改正後の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、9月29日に開会された区議会本会議において区長から任命同意の提案があり、議会の同意を得て、本日、加藤裕之氏が教育長に任命されました。また、横井委員の後任につきましても、同日の本会議で区長から任命の同意の提案があり、議会の同意を得て、本日、浅松三平氏が教育委員に任命されました。ここで、加藤新教育長と浅松新委員に、それぞれご挨拶いただきたいと思います。まずは、加藤教育長からお願いいたします。

**教育長** 加藤でございます。よろしくお願いいたします。教育長として、墨田の子供たちが夢や希望を持って、学校生活を送れるように教育の向上に向けて、全力で職務を遂行してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**教育委員会事務局次長** ありがとうございます。続きまして、浅松委員、お願いいたします。

**浅松委員** みなさん、おはようございます。この度、教育委員に就任いたしました浅松三平と申します。私は3年前に足立区立第四中学校の校長を定年退職いたしました。昨日まで足立区教育委員会事務局の非常勤として勤務しておりました。足立区でも教育は大きな課題でございまして、様々な施策に取り組んでおりました。今回、墨田区教育委員となり、重い職責に身の引き締まる思いでございまして、これまでの私の教職、あるいは校長経験を最大限に生かしまして、墨田区の子供たち、また区民のために全力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**教育委員会事務局次長** ありがとうございます。続きまして、現任の教育委員の皆様をご紹介します。

(教育委員を紹介する。)

**教育委員会事務局次長** 次に、教育委員会事務局の幹部職員を紹介いたします。

(幹部職員を紹介する。)

**教育委員会事務局次長** 以上の構成で、今後、教育委員会を運営していくこととなりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。それでは加藤教育長に議事の進行をお願いいたします。

**教育長** 本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、雁部委員にお願いいたします。それでは、日程に従って進めさせていただきます。日程第1「墨田区教育委員会教育長職務代理者の指名」について、事務局から説明いたします。

#### 第1

「墨田区教育委員会教育長職務代理者の指名」について、教育委員会事務局次長が次のとおり説明する。

**教育委員会事務局次長** それでは、「墨田区教育委員会教育長職務代理者の指名」について、ご説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うこと」となっております。ここで、「その指名する委員」とは、「教育長が指名する委員」ということです。したがって、教育長職務代理者については、委員の中から教育長にご指名いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

**教育長** ただいまの説明によれば、教育長職務代理者は、私が指名するということですが、私としては、委員の経験が最も長い雁部委員にお願いしたいと思います。雁部委員いかがでしょうか。

**雁部委員** 他の委員の異存がなければ、謹んでお受けしたいと思います。

(「異存ありません」の声あり)

**教育長** それでは、教育長職務代理者は、雁部委員にお願いいたします。引き続きまして、日程第2「委員の議席」について、お諮りします。委員の議席は、墨田区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員との協議によって、教育長が定めることになっています。議席については、ただいまご着席いただいているとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** それでは、議席はただいまのご着席のとおりと決定いたします。議決事項第1・議案第68号「墨田区教育委員会の権限に属する事務の一部委任について」、事務局から説明いたさせます。

## 議決事項第1

議案第68号「墨田区教育委員会の権限に属する事務の一部委任について」を上程する。

**庶務課長** 提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、その権限に属する事務を教育長に委任する必要があるとしてございます。この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項でございしますが、事務の委任等について定められていて、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」と規定されています。この規定を踏まえ、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則がございします。この規則は、先に行われた教育委員会において全部改正を提案させていただき、ご議論いただき、議決いただいたところでございます。この規則のポイントは、第1条に「趣旨」という項目で「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定に基づき、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等について、特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。」と規定し、第2条に「委任」という項目で「教育委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を墨田区教育委員会教育長に委任することができる。」と規定しています。「各号に掲げる事項」とは(1)から(16)までの16項目あり、これが教育委員会の専権事項であるとしてございます。この16項目を除いた全てを教育長に委任をするという構成となっています。以前の教育委員会においてこの規則を改正する際には、第2条本文についていろいろご議論いただきました。当初、提案させていただいた形は、第2条本文の末尾が「委任する。」と規定していました。この形であれば、この規定を受けてそのまま教育長に委任されることとなりますが、この16項目以外で場合によっては教育委員会の専権事項があり得るというご意見もございましたので、「委任することができる。」という形で議決をいただきました。「委任することができる。」と規定した関係上、新教育長が就任したときに改めて委任する内容について教育委員会で確認し、議決していただく必要があるもので、本日、議案として提案させていただきました。その内容についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、墨田区教育委員会が教育長に委任する事務は、次の各号に掲げる事項を除く事務とするとし、規則と同様ですが(1)から(16)までの16項目を列挙しています。なお、この規

則の第2条第2項では、「教育長は、前項の規定にかかわらず、委任された事務について必要があると認めるときは、教育委員会の会議に付議することができる。」と規定されています。したがって、教育長は委任されているものであっても、教育委員会に付議することができるようになっています。あとは、同条第3項では、教育長に委任された事務のうち処理した事項については、教育委員会に報告することが定められています。いわゆる教育委員会のチェック機能の強化に係る規定があります。また、この規則に漏れがあったり、想定していない事案が起きた際には、規則を教育委員会で改正することも視野に入れていきます。説明は以上です。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

**教育長** ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

**阿部委員** この規定の仕方として、特定のものを除外して、あとは包括的に教育長に委任するという形ですね。実務的にはよくわかります。ただ、教育委員会としてこの16項目だけに限定しているものなのか疑問があります。個人的な意見としては、そのほかで教育委員会が個別の案件で権限を行使する場合がありますかと思うので、1つ項目を増やして、例えば「その他教育委員会が特に定めた項目」と入れておけば、改正しなくても対応できるのかなと思います。

**庶務課長** 阿部委員のご指摘は、掲げるスタイルの規定を前提としているお話だと思います。ただ、今いただいたご提案も今後参考にさせていただきながら運用していく中で、その点について研究させていただければと思います。なお、他区の状況といたしましては、掲げるスタイルで規定している区が15区で、除くスタイルで規定している区が墨田区含め8区です。あとは、事務局において過去の実績等を分析し、この16項目を挙げていますので、過去の実績から大きく逸脱する部分はないと思います。ただ、想定外の事例が発生したときに、阿部委員のご指摘も踏まえて、検証していく必要がありますので、今後の課題とさせていただければと思います。

**阿部委員** 特に除く規定の方式に異存があるわけではございません。ただ、何かあったときに、この案件は教育委員会でやりましょうということを教育委員会で決められるようにしておいたほうが良いということで、何か留保する項目を追加したらどうかということです。

**庶務課長** そうしましたら、この除く規定を前提に、そういったことの付加が可能かどうか研究をさせていただければと思います。

**阿部委員** 個別の案件が起きたときに、教育長に委任したものを教育委員会が取り出せるような留保を付加したら良いのではないかと思います。

**教育委員会事務局次長** 先ほど庶務課長が申し上げたとおり規則では、教育長は委任された事務を会議に付議することができること、法律では、教育委員会の職務権限について規定されていますので、当然重要事項は、必ず教育委員会に諮っていくとかたちにはなりますので、その辺は運用の中でやらせていただければと思います。あと項目については、研究させていただければと思います。

**阿部委員** まず16項目あれば、問題はないと思われますが、規定の仕方が、基本的には教育委員会に権限があると法律で定められているので、何らかの留保を残しておいた方が良いというだけの話です。実務的にはわかりますので、異存はありません。

**雁部委員** 文言的にはどのようになるのですか。

**阿部委員** 例えば「その他、教育委員会が特に定める事項」と入れておくと、具体的に個別の案件が生じたときに、これは教育委員会でやるべきだということを、教育委員会で決められるということになるので、教育長の判断で教育委員会に戻すということではなく、教育委員会が決められると

どうかたちが良いのかなと思います。

**庶務課長** どういった文言で規定することが可能かどうかは、研究する必要がありますので、その辺を宿題にさせていただければと思います。

**阿部委員** はい。基本的には、異存ありません。

**坂根委員** いつでも想定外があるということを意識した方が良いので、私は留保するという事は妥当な判断だと思います。

**阿部委員** 今後、検討していただければと思います。

**庶務課長** はい、検討いたします。

**教育長** それでは、議決事項第1・議案第68号「墨田区教育委員会の権限に属する事務の一部委任について」は、原案どおり委任することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** それでは、原案どおり決定いたします。次に報告事項にまいります。報告事項第1「堤通公園テニスコートの改修工事に伴う同施設の供用停止について」、事務局から説明いたします。

## 報告事項第1

「堤通公園テニスコートの改修工事に伴う同施設の供用停止について」、スポーツ振興課長が次のとおり説明する。

**スポーツ振興課長** 理由についてご説明いたします。現在、堤通公園テニスコートは、非常に老朽化が進んでいましてハードコートの表面の樹脂が剥がれ落ちて、めくれている状況がございます。このまま放置いたしますと利用者が転んでしまうおそれがありますので、改修工事をしたいとかねてより考えていました。そうした中で、堤通公園は通称「交通公園」と呼ばれることがありますが、全体の改修工事が今年度と来年度2か年にわたって行われる予定となっています。私どもとしては、これに合わせてテニスコートも一緒に全面改修しようということで今回取組をさせていただこうと考えています。工事を開始しますと当然この現状のテニスコートの供用を停止しないといけませんので、今回供用停止をさせていただくというものでございます。休止する施設は、堤通公園テニスコートでございます。ハードコートを2面設置しています。供用停止期間は、平成28年1月1日から同年7月31日までとなっています。最後に、区民への周知方法ですが、区ホームページ、区のお知らせ、公共施設利用システムのお知らせへの掲載とテニスコート内へのチラシ等の掲示ということで対応したいと考えています。主管課といたしましては、利用者にはご不便をお掛けしますが、ここで一回手を入れていただきまして、末永くきれいなコートを使っていたきたいと思っています。ぜひご理解をいただきたいと思っています。説明は以上です。

**教育長** ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

**雁部委員** 全面改修ということは、トイレとか全部を新しくするのですか。

**スポーツ振興課長** 公園全体に手を入れることとなります。公園は、10月頃から徐々に工事が始まっていくのですが、来年度いっぱいかかる予定です。ただ、テニスコートについては何とか入口が確保できそうなので、来年1月1日から7月31日まで供用停止すれば、改修は完了して、利用者は工事中ですがテニスコート内に入れる状況です。

**坂根委員** 現在、この危険な状態を利用者には既に告知してありますか。

**スポーツ振興課長** 現状は、まだできておりません。

**坂根委員** そうですか。工事する前までに怪我でもあると大変なので、その辺をよろしく願いします。

**スポーツ振興課長** はい、かしこまりました。

**教育長** 報告承りました。以上で、本日の議事は終了しましたが、そのほかに、事務局又は委員から何かございますか。

**教育長** 以上で、教育委員会を閉会いたします。